

# 市街化調整区域の浸水ハザードエリア における開発許可の厳格化について

# 法改正の経緯と目的

## ○ 経緯

近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえ、増大する災害リスクに的確に対応するためには、河川堤防の整備等のハード対策とともに、災害リスクの高いエリアにおける開発の抑制が重要であることから、都市計画法及び関係法令の一部が改正されました。

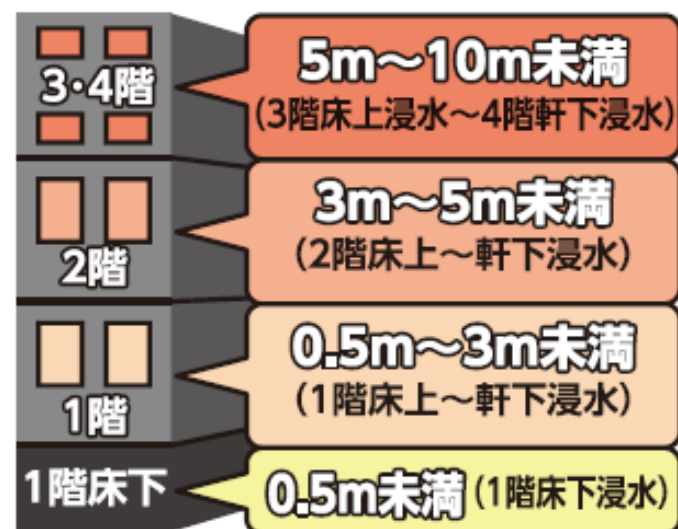
## ○ 本市の対応

本市は、令和元年東日本台風災害の被害状況を踏まえ、同改正に伴い長野市開発審査会運用基準を改正し、市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける開発許可を厳格化し、安全上及び避難上の三つの対策を許可の条件とするものです。

# 本市の浸水ハザードエリア

国土交通大臣または長野県知事が指定した水防法の浸水想定区域のうち、**L2レベル**（おおむね、1000年に1回程度の大雨）における最大想定浸水深さが**3メートル以上**の区域とします。

（災害イエローゾーン）

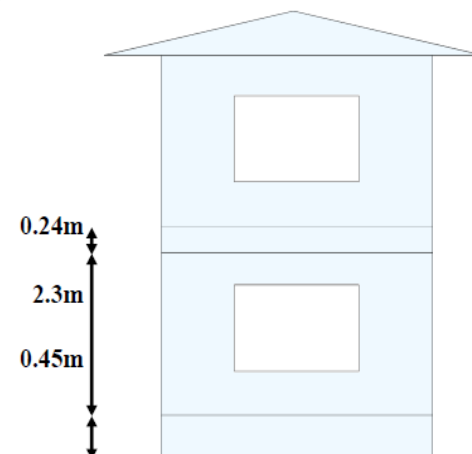


<参考>日本における家屋の2階床面の高さ  
※出典:水害ハザードマップ作成の手引き

2階床面の最低高は

**2.99m**

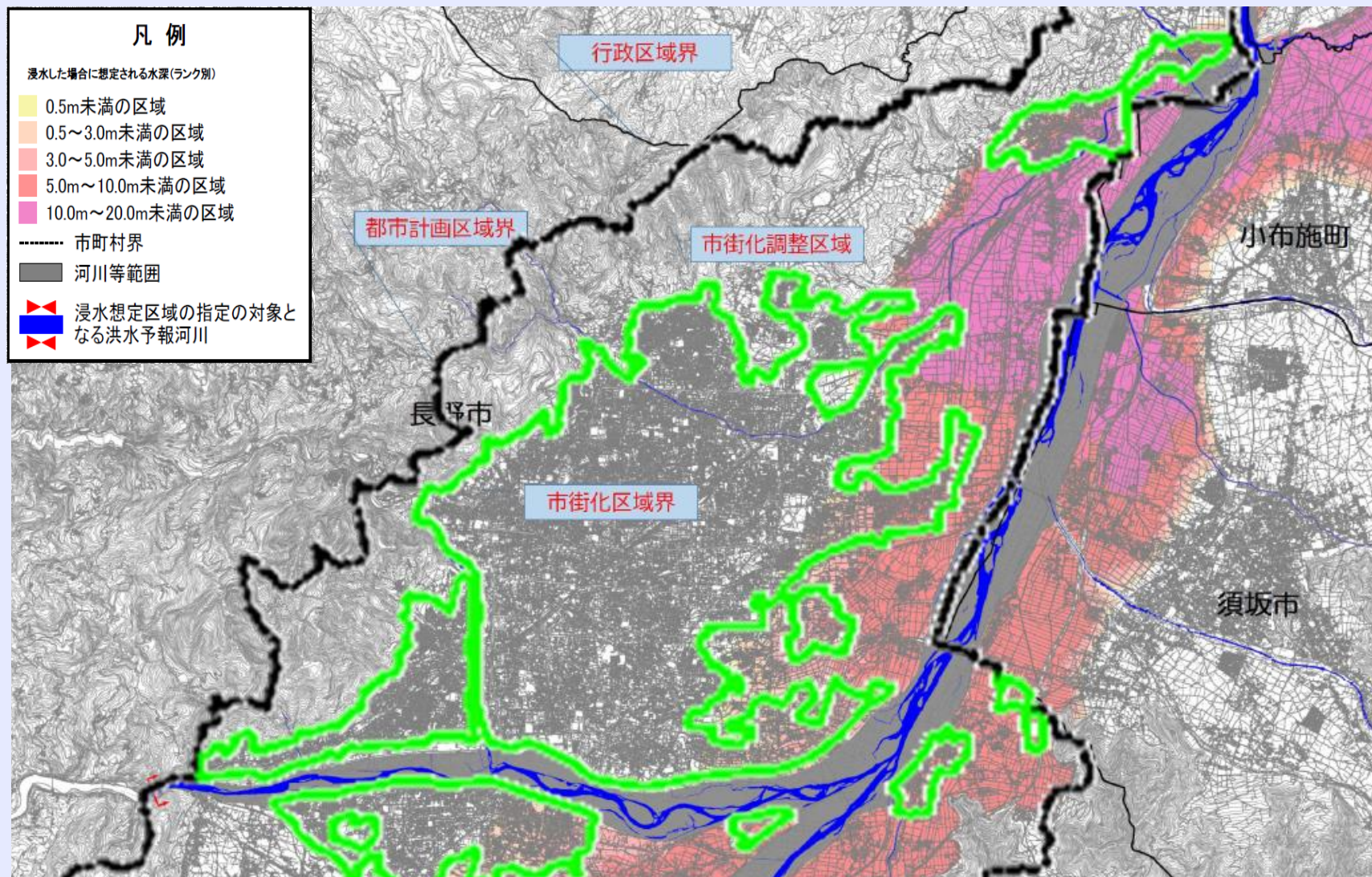
天井懐: 0.24m  
天井高: 2.3m  
床高: 0.45m



- ハザードマップにおける洪水浸水想定区分

- 家屋の2階床面の高さである3以上と設定

# 本市の浸水ハザードエリアマップ

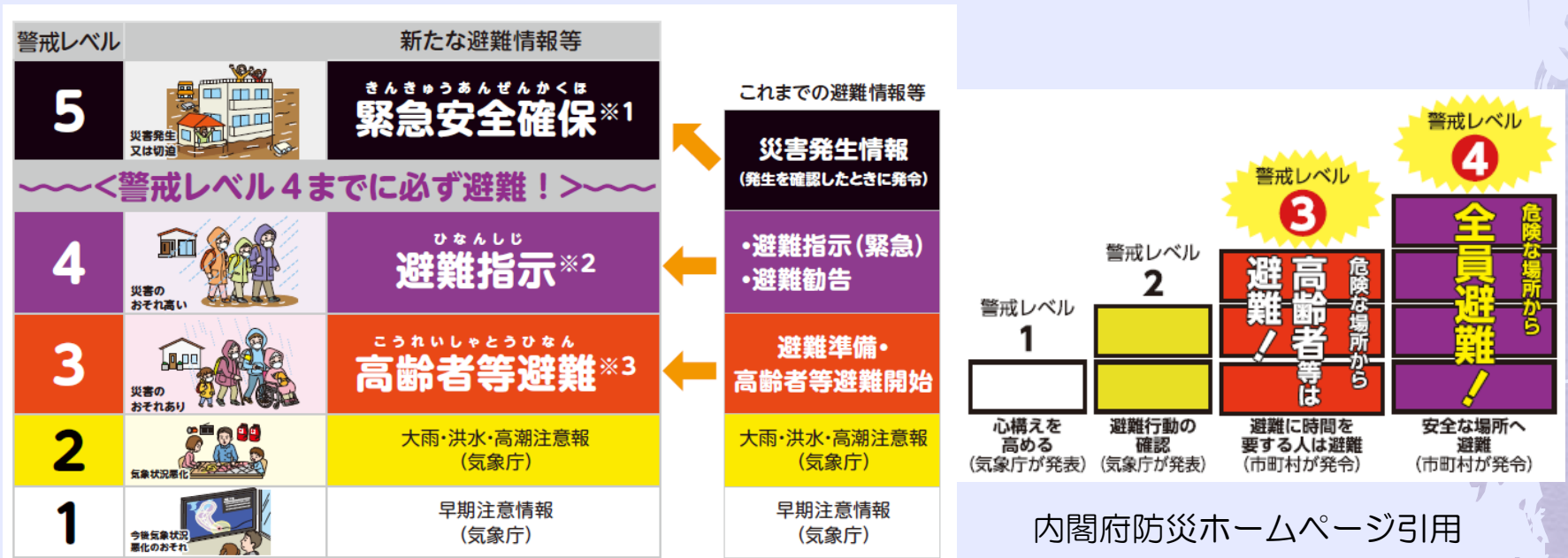


# 浸水ハザードエリアにおける安全上 及び避難上三つの対策の許可条件

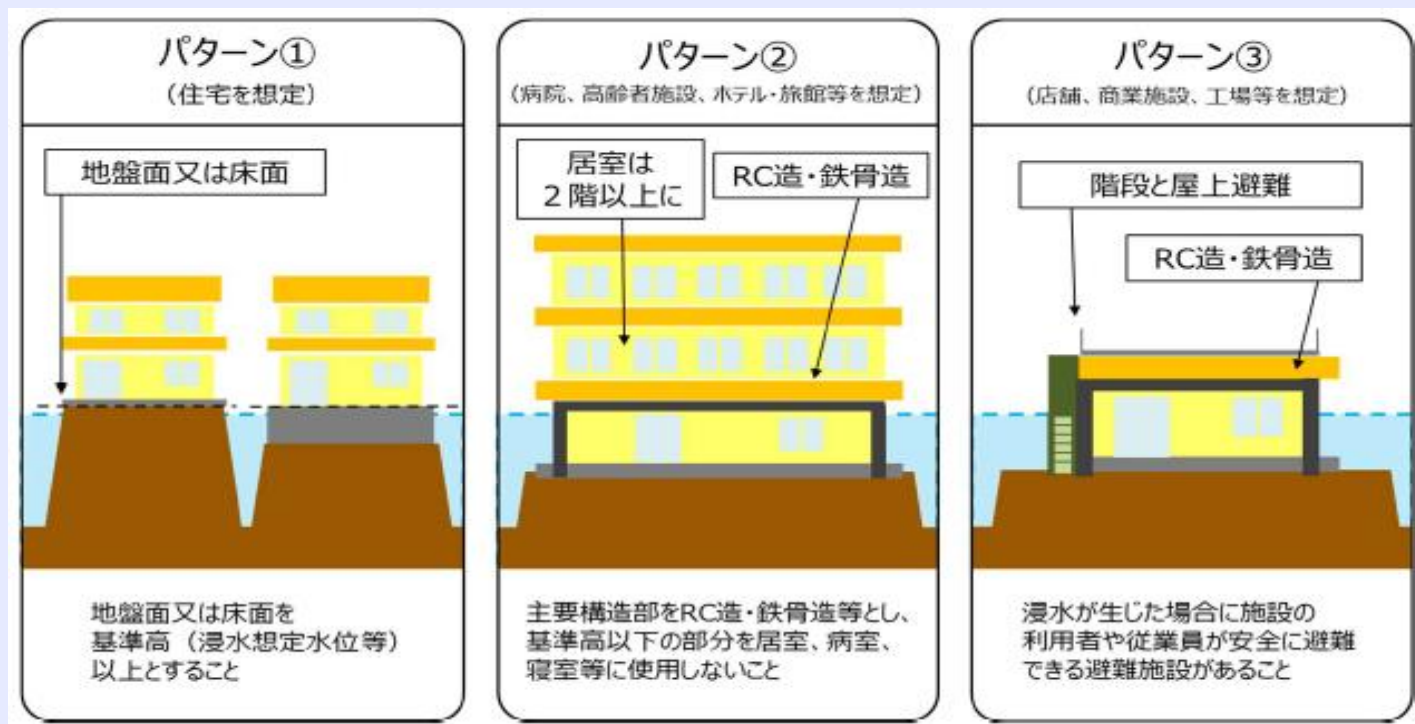
以下のいずれかの対策が講じられていること。

## ■対策1 マイ・タイムライン等が作成されていること。

マイ・タイムラインとは、洪水のような進行型災害が発生した際に、「いつ」、「何をするか」を整理した個人の防災計画です。なお、許可条件は警戒レベル4までに避難が完了できる計画となります。



■ 対策2 最大想定浸水深さ以上となる位置に居室等を設けた建築物であること。



■ 対策3 その他、建築物の構造等を勘案し、浸水時に有効な避難行動が行える対策が講じられていること。

# 改正の経過と今後のスケジュール

R2年6月10日	都市計画法及び関係法令改正
R3年12月21日	長野市開発審査会運用基準の改正
R4年2月22日	部長会議
〃	市ホームページ等への掲載
R4年4月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市計画法及び関係法令施行</li><li>・長野市開発審査会運用基準施行 (4月以降の開発許可申請から適用)</li></ul>